

2024年度運動方針

全司法をみんなで一緒に活動する組織に ～組合員のみなさんへ～

結成以来つないできた全司法にしか果たせない役割

全司法労働組合（全司法）は、戦後の民主化の大きな波の中で、旭川の裁判所で労働組合が結成されたのを皮切りに全国で労働組合が作られ、1947年（昭和22年）1月25日に全国組織（当時の名称は「全国司法部職員労働組合」）として結成されました。

結成当初、裁判所当局は裁判所の職場に労働組合が存在することを快く思わず、最初は解散させたようしたり、活動を妨害したり、無視する時期が続きました。1954年には、最高裁が、労働組合の解散を条件に職員の処遇を引き上げることを提案するという出来事もありましたが、全司法はこれを拒否して組織を守りました。そうした苦難が続く中でも、全司法は職場に根を張り、多数の組合員を組織し、他の労働組合等とのつながりを深め、「国民のための裁判所」をめざすとりくみを発展させるなど、着実に運動をすすめてきました。



最高裁事務総長交渉の様子

こうした運動の積み重ねにより、次第に当局も姿勢を変化させ、1992年3月18日には、最高裁に「全司法の活動に敬意を表する。労働組合を敵視してはならない。勤務条件に関する職員等（全司法）の意見は謙虚に聞くべきだ」（千種最高裁事務総長）と表明させるに至り、今では全司法は、名実ともに裁判所の職員を代表する組織として活動しています。

結成以来、多くの先輩方がバトンを繋ぎ、ずっと大切にしてきた全司法の役割は、次の3つに整理できます。

1つ目は「**要求を実現し、職場のルールを作る役割**」です。全司法と裁判所当局は、様々な課題において話し合いを行っています。裁判所のルール、特に働き方に関するもので全司法が関わらずに作られたものはありません。

2つ目は「**相談しあい、助け合う役割**」です。全司法は、組合員から様々な悩みや希望の相談を受けています。それを本人と一緒に考え、当局とも話し合いを重ねていき、解決にむけて全力をあげています。また、仕事上の悩みも含めて、組合員同士のつながりの中で相談しあい、助け合える職場づくりをめざしています。

3つ目は「**仲間を繋ぎ、居場所を作る役割**」です。裁判所という「組織」の中で仕事をしていくには、人と人とのつながりを作ることで仕事を円滑にすすめることができます。仕事の多くは、配置されている職場だけで完結するのではなく、他の部署や他職種も含め多くの人と関わることになるため、ヨコのつながりを作ることも大切です。全司法は職場における組合員の「居場所」になることをめざして、対話や懇親の場を大切にする活動を

しています。

これに加えて、裁判所の労働組合として「国民のための裁判所」を作る役割、他の労働組合と一緒に国民生活と平和・民主主義を守る役割も果たしています。

これらの役割は、全司法にしか果たすことができません。そして、こうした役割を果たしてきたからこそ、全司法は組合員の要求を実現する力を持ち、多くの人たちから信頼され、裁判所の職場は「働きやすい職場」だと言われるようになりました。それだけでなく、「裁判所」という組織さえも全司法が職員の立場から支えてきました。

今、みなさんの力が必要です！

1990年代以降、社会の仕組みを「自己責任」を基本としたものに置き換える「新自由主義」が広がる社会情勢のもとで、全司法も組織的に苦戦を強いられることになり、多くの人たちの努力があったにもかかわらず、組合員数が減少してきました。近年、裁判所の職場が徐々に窮屈になり、切実な要求がなかなか実現せず、裁判所の仕事さえもうまく回らない状況が生まれていますが、これは全司法の組合員が減り、力が弱くなったことと無関係ではありません。

そして今、裁判所は大量退職期に入りました。全司法が職場の多数派だった時期を知っている世代、今も役員等として全司法の活動を担い、支えている世代が今後10年ほどで退職していきます。これからも全司法が役割を果たしていくためには、若い世代に組織と運動を引き継ぐことが急務であり、そのためには次の3つのとりくみに全力をあげることが必要になっています。

第1に「仲間を増やす」ことです。組合員が増えることで、より多くの知恵やアイデアが集まり、仲間の結びつきが増え、全司法の存在感が大きくなります。全司法の主張が「みんなの意見」になって当局を動かし、裁判所の職場を働きやすくし、仕事をやりがいあるものにしていくための強い力になります。

第2に「参加する人を増やす」ことです。役員だけではなく、多くの組合員が活動に参加することで、団結の力が活かされ、全司法の活動がより充実します。活動する中で全司法を実感でき、組合員が自分にとってのメリットを見つけ出せるようになり、役員の負担感も軽くなって、活動が魅力的になります。

第3に「担い手を増やす」ことです。役員などの「担い手」が増えることで、全司法のことができることがさらに増え、様々な活動のレベルを上げることが可能になります。これは、全司法が組合員の期待に応える活動をすすめるために、今、最も求められていることです。

そして、この3つのとりくみは、あらゆる場面で「対話」を重視し、全司法が文字通り「みんなで活動する組織」になっていくことで前進していきます。



2023 全国青年友好祭典の様子

大量退職期は、同時に大量採用期でもあります。これからの約10年、毎年、新しい職員が多数採用されて、職場に入ってきます。そうした新しい仲間にも依拠しながら、3つのとりくみを着実にすすめていくことができれば、組織的にも大きく前進する可能性が広がるチャンスの時期にすることができます。

組合員のみなさん、全司法をみんなで一緒に活動する組織にいきましょう。そのためにあなたの力を貸してください！